

「岩国市自発的活動支援事業」の申請団体を募集します！

岩国市自発的活動支援事業のしおり

岩国市では、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援するために、「自発的活動支援事業補助金」を創設し、団体の行う自主活動への事業補助を行います。対象となる団体・サークルは、補助制度をご活用ください。

【事業概要】

補助金名	岩国市自発的活動支援事業補助金
趣旨	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域で自発的な活動を行う障害者及びその家族等による団体に対して事業補助を行い、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。
補助対象団体	<p>※次の全ての要件を満たす団体が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 団体の構成員がおおむね5人以上であること。② 市内に活動拠点を置き、主に市内で活動していること。③ 規約、会則等を定めていること。④ 自ら経理、会計等を行っていること。⑤ 障害者福祉に関する活動実績があること、又は継続的な活動が見込まれること。 <p>【対象除外】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 政治団体、宗教団体又は政治的活動若しくは宗教的な普及活動と考えられる活動を行う団体(2) 社会福祉法人、医療法人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供するNPO法人等(3) 営利を目的とする団体(4) 岩国市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 21 号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は暴力団の統制下にある団体(5) その他市長が適当でないと認めた団体

補助対象事業	区 分	対 象 事 業 例
	ピアサポート活動支援	障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動（引きこもり対策のためのピアカウンセリング・サロン等）
	災害対策活動支援	障害者等を含めた地域における災害対策等の知識習得を目的とした講演会、講習会等の活動（障害者の防災避難訓練、災害対策講習会等）
	孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動（障害者等に対する見守りや訪問等）
	社会活動支援	障害者等が自分たちの権利や自立のため社会に働き掛けるボランティア活動又は障害者等の社会復帰活動（障害者の社会復帰に関する情報提供や普及啓発等）
	ボランティア活動支援	障害者等に対するボランティアの養成やその活動（ボランティア活動の取り組み事例などに関する講演会等）
	療育・スポーツ等活動支援	障害者を対象にした療育訓練、スポーツ活動、その他自立や社会参加のための訓練又は実習等を行う活動（障害者スポーツを通じたイベント活動など）
	理解促進啓発・研修活動支援	障害及び障害者等に対する理解を深めるため、障害者及びその家族、地域住民等に向けた講演会、講習会、イベント開催、広報啓発資料作成等を行う活動（理解促進啓発等を目的としたイベントの開催等）
	身近な地域における心のバリアフリー推進のための活動支援	手話教室、音声訳教室等、その他のコミュニケーション支援を行う活動（コミュニケーション支援の普及を目的としたイベントの開催など）
	その他	上記のほか市長が特に必要と認めたもの
補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な経費うち、次に掲げる経費	
	報償費	講師への謝金
	旅費・宿泊費	講師の交通費・講師との打ち合わせのための交通費、宿泊費など

消耗品費	事業に必要な事務用品など
印刷製本費	パンフレット、ポスター、チラシ、資料の印刷代など ※会員に配布する会報等は対象外
通信運搬費	郵便代、運送費 ※電話料は対象外
保険料	イベント開催時の保険料
使用料及賃借料	会場使用料、設営料、機材のレンタル料など
その他	その他市長が必要と認める経費

ただし、団体が行う当該補助事業に対して、国、他の地方自治体又はこれらに準ずる団体の補助金の交付を受けていないこと

【補助対象外経費】

- ・ 団体運営のための経常的経費
（総会・定例会・役員会の費用など）
- ・ 団体構成員の慰労・懇親ため活動に係る経費
（懇親会・親睦旅行など）
- ・ 団体構成員に対する人件費及び謝礼
（会員への謝礼支払いなど）
- ・ 交際費、慶弔費、食糧費（祝金、香典、飲食費など）
- ・ 対象事業の直接経費と認められない経費

【注意事項】

- 1 特定のもののみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるように努めること。（単に、団体メンバーのみを対象とした事業は対象となりません。）
- 2 特別に招く講師等を除き、各活動に参加する構成員や障害者等の食料費や交通費等、本人が負担すべき経費は、対象外とする。
- 3 他の団体が主催する事業への単なる参加については、補助金の対象外とする。

補助金額

「補助対象経費」と「補助限度額」（1 団体につき10 万円）のいずれか低い方の金額

※千円未満の端数があるときは切り捨てる。交付は一団体につき同一年度内に1 事業限り

【手 続 き】

①交付申請	<p>●随時募集（予算の範囲内で先着順）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を確認するため、業開始の1か月前には、必要書類を添えて障害者支援課に申請する。 ・年度を超える事業の申請は出来ません。 <p>【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩国市自発的活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 2 収支予算書 3 団体の会則、規約等 4 団体の役員・会員名簿 5 補助対象事業の内容が分かる資料等
②交付決定	<p>市が審査のうえ、補助金交付可否、補助金額を決定し、岩国市自発的活動支援事業補助金交付決定（不交付）通知書（様式第2、3号）により通知する。</p>
※事業の変更 中止の場合	<p>交付決定後に対象事業を変更又は中止にするときは、障害者支援課に岩国市自発的活動支援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出する。</p> <p>市で審査のうえ、変更を承認したときは岩国市自発的活動支援事業補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）を通知する。</p> <p>ただし、目的の達成に支障を及ぼさない程度の事業計画の変更又は対象となる事業の総額の20パーセント以内の減額については、軽微な変更とみなし、変更にかかる書類の提出は省略できます。</p>
③実績報告	<p>事業の完了後、実績報告書・決算書等の必要書類を障害者支援課に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩国市自発的活動支援事業補助金実績報告書（様式第6号） 2 収支決算書 3 領収書等支出を証明できる資料 4 事業の実施内容の分かる資料
④補助金確定	<p>市が審査のうえ、補助金額を確定し、岩国市自発的活動支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知する。</p>
⑤補助金交付	<p>確定通知を受けた団体は、岩国市自発的活動支援事業補助金請求書（様式第8号）を障害者支援課に提出し、請求する。</p>